

# 宮崎県酒類販売事業者等緊急支援金 (1月～3月影響分)



日本の  
ひなた  
宮崎県

本県へのまん延防止等重点措置等の適用に伴い、飲食店等に対して要請された酒類の提供停止によって、大きな影響を受けた県内の酒類販売事業者等を対象に支援金を支給します。

**法人 最大60万円/月、個人 最大30万円/月**

※年間売上高1億円超の事業者は、上限を1.5倍に引き上げ

## 1 事業対象者

県内に本店又は主たる事業所を有する**酒類販売事業者等**  
(酒類製造事業者、酒類卸売事業者、酒類小売事業者)

## 2 支援金の額 (月額)

令和4年1月から3月までの各月の売上額と、令和3年、令和2年または平成31年の同月の売上額を比較した**売上減少額**から、国の**事業復活支援金※の1/5の額を控除した額**を、売上減少割合に応じて下表に定める額を上限に支給 (最大3か月分支給)

**支給額 = (対象月の売上減少額) - (事業復活支援金※の1/5の額)**

※対象月の事業復活支援金の給付相当額

売上減少割合		30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上 90%未満	90%以上
支援金 上限額	法人	10万円/月	20万円/月	40万円/月	60万円/月
	個人	5万円/月	10万円/月	20万円/月	30万円/月

基準月を含む事業年度の年間売上高1億円超の事業者は、上限を1.5倍に引き上げ

## 3 申請受付期間

**令和4年3月10日(木)～5月31日(火)**

## 4 主な申請要件

※詳しくは、「申請要領」をご確認ください。

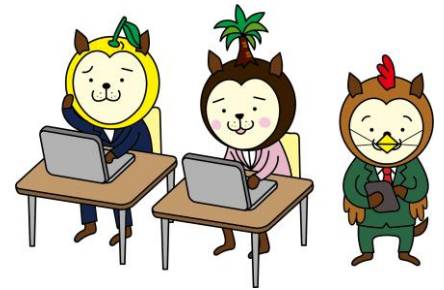
- (1) まん延防止等重点措置等の対象地域（宮崎県内）にある酒類の提供を停止した**飲食店等との取引**があること
- (2) 令和4年1月から3月までの売上額と**令和3年、令和2年または平成31年同月**の売上額を比較して **売上減少割合が30%以上**であること

## 5 申請に必要な書類

※詳しくは、「申請要領」をご確認ください。

申請には、申請書兼請求書、支給額計算書、誓約書を作成していただくほか、次のような書類が必要です。

- (1) 酒類販売業免許通知書または酒類製造免許通知書等の写し
- (2) 対象地域にある飲食店等との反復継続取引がわかる書類
- (3) 対象月と令和3年同月、令和2年同月または平成31年同月の売上台帳等の写し
- (4) 確定申告書の写し
- (5) 本人確認書類等の写し
- (6) 通帳の写し



## 6 申請要領等の入手方法

**申請要領**や申請書兼請求書などの**各種様式**は、次のいずれかの方法で入手してください。

- (1) 県ホームページからダウンロード
- (2) 下記の問い合わせ先に請求
- (3) 県庁本館県民室または各地域の県政相談室で受取り

宮崎県 酒類 支援金

検索



## 7 申請方法・提出先

◆申請方法 **郵送のみ**受付

◆提出先 〒880-0801  
宮崎市老松2丁目1番12号1階  
宮崎県小売酒販組合連合会 宛

## 8 問い合わせ先

宮崎県小売酒販組合連合会

☎ 0985 (26) 3567

(平日午前9時～午後5時まで)